

重 要 事 項 説 明 書

ケアハウスよねまちを利用するにあたって、次のとおり重要事項を説明いたします。

1. 事業者

名称 : 社会福祉法人 釧路創生会
ケアハウス よねまち
所在地 : 釧路市米町4丁目3番15号
施設長 : 得 能 良 枝
電話番号 : 0154-43-3343
事業開始 : 平成6年4月1日

2. 事業の目的

ケアハウスよねまちは、老人福祉法並びに軽費老人ホーム設置運営要綱に基づき、自炊できない程度の身体機能の低下が認められ、又は高齢者のため独立して生活するには不安が認められ、家族による援助が受けることが困難な60歳以上の方にご入居いただき、心身ともに健康で明るい充実した日常生活を送っていただく事を目的とします。

3. 運営方針

お客様の尊厳と自主性を尊重し、心身ともに健やかな日常生活を送っていただけるよう、常にお客様主体の運営を行ないます。

4. 施設概要

施設構造 : 鉄筋コンクリート造 4階建
延床面積 : 2,241.61㎡
利用定員 : 50名
居 室 : 1人室 50室 (23.50㎡ 7室)
(22.83㎡ 43室)

5. 職員体制

職員体制 : 施設長1名、生活相談員1名、介護職員2名、
栄養士1名
厨房職員5名
夜間警備職員3名 清掃職員1名

6. 入居時の注意確認事項

- (1) 居室は、全室個室で簡易な調理設備・洗面所・水洗トイレ・押入れ・ロッカー・緊急呼出し等の設備があります。
- (2) ベット、寝具、タンス、冷蔵庫、カーテン等、日常生活に必要なものは各自、ご用意下さい。尚、カーテンにつきましては、防火仕様でお願いします。
- (3) 居室にお持込になる家具・備品等は居室を快適に利用していただくために、制限させて頂く事があります。
- (4) 電話は各居室設置可能になっていますので、ご利用の場合は直接 NTT まで手続きをお願いします。
- (5) 当所は、NHK放送受信料の免除対象施設となっております。

7. 施設運営内容と留意事項

- (1) 居室に関する事項
 - ①居室内の掃除等の管理責任は、お客様となります。
 - ②居室の変更は原則として行いませんが、必要によりやむを得ず変更をしていただく場合もあります。
 - ③原則として、居室の造作、模様替えはできませんが、特殊事情によりやむを得ず居室の造作、模様替え等が必要な場合は、施設の承認が必要です。この場合の費用は、お客様の負担となります。
 - ④居室内の電球等、消耗品の取替え費用は、お客様の負担となります。
 - ⑤お客様が退居する時は、入居前の状態で居室を明け渡していただきます。この場合修理を行なう必要があるときは、その費用はお客様の負担となります。
 - ⑥安全、衛生、防犯、防火、その他管理上必要があると認めた場合には、お客様の承認なくして居室に立ち入ることがあります。
- (2) 玄関に関する事項
 - ①施設管理上、午後 9 時から翌朝の午前 7 時まで正面玄関を施錠します。
 - ②玄関施錠中の出入りについては、事前に事務所まで連絡をお願いします。
- (3) 娯楽室、談話コーナーに関する事項
 - ①テレビ鑑賞、談話、その他の趣味・娯楽等に気軽にご利用下さい

(4) 廊下・階段に関する事項

- ①廊下・階段は皆さんの生活に大事な通路でもあり、また万一の非常時の避難路でもありますので、荷物等の物品は置かないで下さい。

(5) 外出・外泊・面会・宿泊に関する事項

- ①外出・外泊は自由です。但し、施設管理上、その都度外出届・外泊届の提出をお願いします。
- ②健康状態あるいは天候が悪いときは、外出を差し控えていただくこともあります。
- ③外部からの訪問も自由です。但し、施設管理上、訪問される方はご面倒でも、事務所前にある訪問届にご記入をお願いします。
- ④宿泊は原則親族に限り自由です。但し、施設管理上、宿泊届を提出していただき、施設長の承認を得る事を必要とします。

(6) 食事に関する事項

- ①一日三食高齢者の健康を配慮した食事を食堂において提供します。
- ②食事開始時間は、概ね次のとおりです。
 - 朝食 午前7時30分から8時00分
 - 昼食 正午から12時30分
 - 夕食 午後17時30分から18時00分
- ③食事時間を過ぎた場合の取置きについては、食中毒等の感染症を防ぐため、時間を設定させていただきます。
 - 朝食 午前9時00分まで
 - 昼食 午後13時30分まで
 - 夕食 午後19時00分まで
- ④食事は、原則として、食堂で行っていただきます。しかし、体調不良等、やむを得ない場合は、居室に配膳させていただきます。
- ⑤外出・外泊その他の理由により食事が不要となる時は、あらかじめご連絡下さい。外泊等で連続して7日以上不在の場合は、材料費相当額を返還します。
- ⑥入院（入院日の翌日より）やデイサービスの利用（利用日数分）により食事が不要になった場合も、材料費相当額を返還します。
- ⑦食堂内への飲食物の持ち込みはご自分の分に限らせていただいております。他のお客様への提供は、食中毒等の感染予防のため、一切、お断りさせていただきます。
- ⑧お客様間の飲食物のやり取りについては、お客様の責任においてお願いします。
- ⑨食事前には自室内で手洗いをを行い、食堂へ入室する前には必ず備付

けの殺菌消毒薬にて、手指消毒をお願いします。

⑩食堂で提供させていただいた飲食物を居室に持ち帰ることも、食中毒等の感染予防のため、一切お断りします。但し安全性が確認され、施設が認めた場合は除きます。

⑪体調に合わせ、お粥食、刻み食に変更することが可能です。

⑫定期的にお客様の皆さんの食事に関する嗜好調査を行っています。
出来る限りお客様の皆さんの嗜好に沿った食事を提供します。

(7) 入浴に関する事項

①入浴は併設の「高齢者生きがい交流プラザ」浴場、またはケアハウス内の浴室をご利用していただきます。但し、シャワーに関しては、施設が定めた時間に利用できるように準備をさせていただきます。

②「高齢者生きがい交流プラザ」浴場を利用する場合、別途利用料が必要になります。

③入浴時間は、正午から午後19時00分迄です。休日は月曜日と祝日です。

④法令通知に基づき、入浴は原則として介助しません。

⑤体調不良時については、入浴をお控え下さい。

⑥「高齢者生きがい交流プラザ」利用に関しては、「入浴施設利用に関する同意書」の提出をお願いします。

⑦入浴のときには、次のことをしないでください。

- 酒気をおびて入浴すること。
- 浴槽のなかで身体を洗うこと。
- 浴室で洗濯をすること。
- 浴室で汚物を流すこと。

8. 各種事故に関する事項

(1) 施設内における事故に関する事項

①施設内における日常生活において、転倒事故等各種事故が発生する可能性があります。

②施設として各種事故対策を行っておりますが、自立生活が基本の施設であることから、施設の責に帰する事故を除き、お客様の自己責任となります。

(2) 施設が行う各種事故対策に関する事項

①転倒事故防止対策

②感染事故防止対策

- ③食中毒事故防止対策
- ④嚥下事故防止対策

9. 緊急時の対応について

(1) お客様の体調変化に関する事項

- ①急な体調変化の場合は、緊急呼び出し等により、事務所までご連絡下さい。救急車の要請、受け入れ医療機関の確認、代理人への連絡対応を行います。
- ②日曜祝祭日、年末年始、また夜間帯などは職員数も限られますが、職員緊急連絡体制により緊急時の対応を行います。

(2) 火災・地震などの災害に関する事項

- ①職員緊急連絡体制をとり、速やかに対応します。
- ②年2回防災訓練を実施しておりますが、職員数も限られており、実際の災害時には自分の命は自分で守ることが基本になります。避難通路の確認やヘルメット、懐中電灯等、日頃の準備をよろしくをお願いします。

10. 保健・衛生について

(1) 日常生活に関する事項

- ①体調変化や異常があった場合は、職員までご連絡下さい。
- ②職員の判断による病院受診にご協力下さい。
- ③日常の通院介助は原則、行いません。
- ④服薬管理についてはお客様及びご家族等による管理が基本となります。但し、服薬介助については要請により対応します。
- ⑤ごみ等は定められた日及び場所以外に捨てないでください。また居室の窓からごみを捨てることは絶対にお止め下さい。
- ⑥外出から帰宅された場合、手洗い・うがいの励行をお願いしております。また感染予防対策から、ご家族等、訪問される方も手洗いのご協力をお願いします。

(2) 健康管理、予防に関する事項

- ①年1回行う定期健康診断の受診をお願いします。
- ②年1回、インフルエンザワクチンの予防接種を実施しております。共同生活であることから感染予防対策の一環としても位置づけられております。特別に事情がない限り予防接種をお願いします。

11. 利用料に関する事項

- (1) 利用料は、生活費・サービスの提供に要する費用・その他利用料に区分され、生活費・サービスの提供に要する費用の額は国が定める額となります。(国が定める法令等の改正があった場合は、改定します)
- (2) その他利用料は、居室で使用する電気料・上下水道料また併設の「高齢者生きがい交流プラザ」の浴場を利用する場合の利用料(月10回未満は1回の料金550円入浴回数・10回目以降は定額4,950円)・居室及び洗濯にて使用する給湯燃料費(1,200円、年1回見直し)、宿泊者の食事代等が対象となります。
- (3) サービスの提供に要する費用は、お客様の前年の収入額によって算出されます。
- (4) 月の途中での入・退居の場合は、次の算出方法になります。
 - ①生活費は日割り計算となります。
 - ②電気料の基本料金は20アンペアとし、従量料金についてはその月に使用した従量によります。
 - ③上下水道料は基本料金のみとし、使用期間が15日に満たないときは2分の1、15日以上は1か月分となります。
 - ④給湯燃料費は15日に満たないときは2分の1、15日以上は1か月分となります。
- (5) 当月分の利用料と前月分のその他利用料の合計額をお客様が指定する金融機関から自動引き落としとさせていただきます。(一部金融機関の対応出来ない場合があります。)
 - *引き落とし日は毎月20日(金融機関休業日は翌日)となります。
 - なお、口座をお持ちで無い場合は、新規口座開設をお願いします。
- (6) 利用料・その他利用料は、月初めに請求書によりお知らせします。

12. 防災・防犯について

- (1) 居室において当施設が設備した電磁調理器以外の火気器具類の使用は禁止とさせていただきます。
- (2) 電磁気調理器等の消し忘れ等に十分気を付けて下さい。
- (3) 仏壇のロウソクやお線香は火気使用禁止となっています。火を使わない電気などで対応してください。
- (4) 喫煙に関する事項
居室及び施設内での喫煙は禁止とさせていただきます。

- (5) 外出・外泊などで居室を空けるときは、必ず施錠をしてください。
また、鍵の保管にも気を付け、紛失のないようにして下さい。
- (6) 施設が実施する「防災訓練」(年2回)に積極的な参加をお願いします。
- (7) 災害発生の場合は、職員の指示に従い、あるいはあらかじめ指定した経路により避難をお願いします。この場合、エレベーターは危険ですので使用できません。

13. 契約解除に関する事項

(1) 退居に関する事項

- ①お客様、自らの意思や都合により退居しようとする場合は、退居日の1ヶ月前までに届 出書の提出をお願いします。
- ②お客様が死亡した場合については、お客様の代理人は、15日以内に所有物を引取り、居室を明け渡していただきます。明け渡しの期日が過ぎても、残置された所有物については、所有物を放棄したとみなし、施設において処分させていただきます。

(2) 次のような場合は、契約解除とさせていただくことがあります。

- ①入居条件(サービスの提供に要する費用等)に関して、不正または虚偽の届出をして、利用していた場合。
- ②身体的または精神的疾患もしくは欠陥のため、他のお客様に迷惑をかけるなど施設での共同生活に著しい支障を与えるおそれがある場合。
- ③日常生活での起居動作に介助を必要とし、施設での生活が著しく困難と認められる場合。
- ④金銭の管理、各種サービスの利用について自分で判断ができなくなった場合。
- ⑤施設長の承認を得ず、施設の建物・付属設備等の造作・模様替えをし、原状回復をしない場合。
- ⑥次のような行為により、他のお客様に迷惑をかける場合。
- ・けんか、暴力、暴言、賭博、口論、中傷、泥棒など。
 - ・飲酒等による大声、理不尽な言動。
 - ・常態的に下着や寝巻きのまま廊下に出たり歩いたり、食堂を利用すること。
 - ・犬、猫等のペットを飼育すること。
 - ・無断で外出・外泊すること。
 - ・施設内外において特定の宗教活動や政治活動を行なうこと。

- ・危険物や可燃物を持ち込むこと。
- ・その他、施設の秩序や風紀を乱すなど共同生活に著しく支障をきたすこと。

⑦その他、利用契約書の条項に違反し、施設の指示または指導に従わない場合。

(3) 入院等の理由で継続して3ヶ月以上施設を利用しないとき、または利用しないと見込まれる場合は、誠意を持って協議する。

14. 損害賠償について

(1) 天災地変その他の不可抗力による火災、盗難、暴動、あるいは外出中の不慮の事故によりお客様が受けた損害、災難等については、施設は一切の賠償責任を負いません。ただし、施設の故意、又は重大な過失による場合は、この限りではありません。

15. 苦情等の受付窓口

(1) 苦情・ご不満等の受付解決体制。

①施設内担当者

苦情解決責任者・・・ 施設長 得 能 良 枝
苦情受付担当者・・・ 生活相談員 小 椋 真知子
(不在時は他の職員が受け付けます)

②連絡先

名称 : 社会福祉法人 釧路創生会 ケアハウスよねまち
住所 : 釧路市米町4丁目3番15号
電話 : 0154-43-3343
FAX : 0154-43-3313

③受付方法

苦情は、面接、電話、書面などにより、苦情受付担当者が随時受け付けます。

④その他

当施設では、社会福祉法第82条の規定により、お客様またはご家族、保証人の皆様からの苦情に適切に対応するため、第三者委員を設置し誠意をもって解決に努めております。

⑤第三者委員

山崎 富男 (緑ヶ岡貝塚地区社会福祉協議会会長)

〒085-0814 釧路市緑が岡 6 丁目 2 0 番 2 3 号
電話 0154-46-4956

牧野 優三 (春採下町連合町内会会長)
〒085-0806 釧路市武佐 1 丁目 1 4 の 9
電話 0154-46-0478

⑥「北海道福祉サービス運営適正化委員会」の紹介

本事業で解決できない苦情は、北海道社会福祉協議会に設置された「北海道福祉サービス運営適正化委員会」に申し立てることができます。

・北海道福祉サービス運営適正化委員会

札幌市中央区北 2 条西 7 丁目 かでる 2・7

電 話 011 (204) 6310 F A X 011 (204) 6311

電子メール tekisei@vesta.ocn.ne.jp

介護保険サービスに関しては、下記窓口でも受付ております。

・北海道国民健康保険団体連合会

札幌市中央区北 2 条西 1 4 丁目 国保会館

電 話 011 (231) 5175 F A X 011 (233) 2178

・北海道保健福祉部福祉局施設運営指導課

札幌市中央区北 3 条西 6 丁目

電 話 011 (204) 5274 F A X 011 (232) 1097

・市町村担当窓口

釧路市介護高齢課

釧路市黒金町 7 丁目 5 番地

電 話 0154 (31) 4598

16. 協力医療機関に関する事項

(1) 協力医療機関

名称 : 医療法人 太平洋記念 みなみ病院

住所 : 釧路市春採 7 丁目 9 番 9 号

電話 : 0 1 5 4 - 4 6 - 3 1 6 2

F A X : 0 1 5 4 - 4 6 - 3 5 8 3

協力内容 : 日常の健康管理、医療相談、職員への指導、検査・入院の指示、緊急時の対応、週 1 回の通院バスの運行

17. その他の事項

- (1) ケアハウスよねまち入所後、住民票の異動の有無の連絡をお願いします。
- (2) 身元保証人の住所等先に提出していた事項（緊急連絡先・代理人の変更など）に変更あった場合、またお客様の身上に関して重要な事項に変更があった場合は、すみやかに連絡をお願いします。
- (3) お客様の故意または重大な過失により施設の建物・付属設備・備品等に損害が発生した場合、お客様の負担により損害を弁償していただきます。
- (4) 契約書及び重要事項説明書などに定めない疑義が生じた場合は、必要に応じてお客様と当施設と協議し誠意をもって処理・解決させていただきます。
- (5) 施設での生活継続のため、居室内の清掃や入浴などの介護が必要となった場合、介護保険制度の介護認定を受け、施設外の介護保険サービスを利用することができます。この場合、介護サービスにかかる費用はお客様の負担となります。
- (6) 介護サービスに関するご相談は職員までお問い合わせ下さい。

令和 年 月 日

ケアハウスよねまちの利用開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

ケアハウスよねまち

説明者 氏名 印

私は、本書面に基づいて乙から重要事項の説明を受け、ケアハウスよねまちの利用開始に同意しました。

利用契約者 住所

氏名 印

重 要 事 項 説 明 書

社会福祉法人 釧路創生会
ケアハウス よねまち